

令和5年度 大分大学産学交流振興会 連携推進補助事業要項

令和4年6月24日制定

大分大学産学交流振興会

1. 目的

大分大学産学交流振興会（以下「振興会」という。）は、会員企業と大分大学の連携強化、会員企業の課題を解決することを目的に、会員企業と大分大学で実施する共同研究、受託研究、受託事業及び学術コンサルティング制度（以下「共同研究等」という。）について、その経費の一部を補助する。

2. 対象となる共同研究等

半年から1年程度で一定の成果が見込める共同研究等で、テーマや学部は問わない。

3. 申請の要件

申請者は、会員企業であること。

4. 助成の内容

振興会は、共同研究等の契約金額の1/2（最大20万円）を補助する。

なお、共同研究等終了時に、実際に要した額が契約額より少ない場合、補助金の返還を要する場合がある。

5. 支援期間

補助決定後から当該年度末までとする。

6. 申請方法

申請者は、申請書（別紙第1号様式）を振興会の別に定める期日までに、提出すること。

7. 補助金交付の決定

振興会は、申請された共同研究等について、振興会に置く審査委員会で審査し理事会で承認後、補助金の交付を決定し採択通知（別紙第2号様式）を送付する。採択件数等については、振興会の予算の範囲内で調整する。

なお、審査委員会は、下記に掲げる委員をもって構成する。

（1）振興会役員、ただし、役員が所属する会員組織が申請した場合は、審査から省く。

（2）大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター教員 若干名

8. 補助金の支払い

振興会は、申請者と大分大学との共同研究等の契約締結後、補助金を申請者へ支払う。

9. 知的財産の取扱い

共同研究等の実施により得られる知的財産の持ち分は、共同研究については、申請者と大分大学の割合を原則1対1とするが、発明者の貢献度を考慮の上、決定することができる。

受託研究及び受託事業については、原則大分大学に帰属する。

10. 研究成果の報告

共同研究等終了後、申請者は、成果報告書（別紙第3号様式）を振興会に提出することとする。

1 1. 協議

本要項に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、別途協議の上、定めるものとする。

1 2. 問い合わせ先

〒870-1192 大分市大字旦野原700番地

大分大学産学交流振興会（大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター内）

TEL:097-554-7981 FAX:097-554-7740 e-mail: oitau-ico@oita-u.ac.jp

（担当：蜷川・森山・加藤）

附 則

この要項は、令和4年6月24日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年6月27日から施行する。

別紙第1号様式

令和 年 月 日

大分大学産学交流振興会長 殿

連携推進補助事業申請者

住所：

氏名： ㊟

令和 年度大分大学産学交流振興会連携推進補助事業に係る申請書

このことについて、下記内容により申請いたします。

1. 共同研究等の題目：

2. 目的及び内容：

※会員企業と大学の連携強化、会員企業の課題を解決することを盛り込み、詳細に記載願います。また、別紙添付による提出でも構いません。

3 担当希望教員 ※希望教員がない場合は記入不要です。

学部 教員名

4 共同研究等に要する経費の負担額（消費税額を含む）

5 共同研究等の期間

契約締結日 ～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

殿

大分大学産学交流振興会長
福島知克

令和 年度 大分大学産学交流振興会 連携推進補助事業の採択の決定について（通知）

令和 年度 大分大学産学交流振興会 連携推進補助事業について、貴殿の申請された共同研究等を採択することに決定いたしましたので、下記のとおり通知いたします。

記

1 採択共同研究等の題目

2 交付予定額

問い合わせ先

〒870-1192 大分市大字旦野原700番地

大分大学産学交流振興会

(大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター内)

TEL:097-554-7981 FAX:097-554-7740

e-mail: oitau-ico@oita-u.ac.jp

(担当: 蛭川・森山・加藤)

令和 年 月 日

大分大学産学交流振興会長 殿

連携推進補助事業申請者

住所：

氏名： ⑩

令和 年度大分大学産学交流振興会連携推進補助事業に係る成果報告書

令和 年 月 日付で大分大学と締結した共同研究等について、下記のとおり実施しましたので、報告いたします。

1 共同研究等の題目：

2 共同研究等の成果：

3 経費精算

(単位：円)

(1) 共同研究等 契約額	(2) 連携推進補助事業 交付額	(3) 共同研究等 支出額	(4) (3) × 1/2 (最大200,000円)	(5) 連携推進補助事業 返還額 (2) - (4)

- ※ (1) 共同研究等契約額の欄には、大分大学と締結した共同研究等の契約額を記入してください。
- (2) 連携推進補助事業交付額の欄には、振興会から交付した補助金額を記入してください。
- (3) 共同研究等支出額の欄には、共同研究等終了時に実際に要した費用を記入してください。
- (5) 連携推進補助事業返還額が「0」以外の場合は、補助金の返還が必要になります。